

令和 7 年度特別支援教育に関する調査 FAQ

EduSurvey での回答等に関する共通 FAQ

No.	問	答
1	調査内容の疑義について、学校から直接文部科学省へ問い合わせをしても構わないのでしょうか。	調査系統を通して、ご質問ください。 なお、EduSurvey のマイページをお持ちの自治体・組織におかれては、フォームからのお問い合わせも可能です。
2	分校は分けて回答するのでしょうか。	調査を回答する際に選択する学校名に従ってご回答ください。
3	高等学校において、昼間部と夜間部に分かれている場合どう回答すれば良いのでしょうか。	まとめてご回答をお願いいたします。
4	回答用 URL が開けない場合はどうしたらよいでしょうか。	「操作マニュアル」（資料 6）の 12 ページをご参照の上、ご対応をお願いいたします。 なお、どうしても URL から回答ができない場合は、教育委員会のご判断で、教育委員会が EduSurvey にて代理回答いただくことも差し支えございません。
5	回答開始時に入力するメールアドレスは何を入力すればよいでしょうか。	任意のメールアドレスを入力してください。 回答完了後、入力いただいたメールアドレスに回答内容の控えが送付されます。
6	回答の一時保存機能が利用できない場合はどうしたらよいでしょうか。	ブラウザのキャッシュ保存の設定をオンにしてください。 ブラウザを閉じる、もしくは新規で開いたタイミングでキャッシュを削除する設定となっている場合は一時保存ができませんので、ブラウザの設定変更をご検討ください。

令和 7 年度特別支援教育体制整備状況等調査

No.	問	答
1	<u>調査対象者について、教えてください。</u>	国立・公立・私立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制、専攻科は除く。）、中等教育学校です。なお、休校中の学校は調査の対象外となります。
2	個別の指導計画・教育支援計画の作成について、作成中の場合は作成しているに含めて問題ないでしょうか。	令和 7 年 5 月 1 日時点で、作成を始めていた場合は、回答に含めていただいて問題ありません。
3	特別支援教育コーディネーターの指名について、名称は異なるが同じ役割を担うよう指名している場合は回答に含めても問題ないでしょうか。	特別支援教育コーディネーターと同じ役割を担うのであれば回答に含めていただいても問題ありません。
4	高等学校について、定時制・全日制がある場合の回答方法を教えてください。	全日制と定時制を併設している場合には、高等学校を分けずに 1 校として回答してください。片方だけ当てはまる項目については、該当するとして回答してください。
5	「教員の特別支援教育に関する専門性の向上」に関して、「採用後 10 年目まで」の指す具体的な期間を教えてください。	教員として新規採用されてから 10 年目までを指します。令和 7 年 5 月 1 日時点で採用後 10 年目までに該当する教員が対象となりますので、2015(平成 27)年 5 月 2 日以降に採用された教員が対象となります。なお、採用後 10 年間に休業期間等があった場合でも、その期間を含みます。
6	「教員の特別支援教育に関する専門性の向上」に関して、他県で教員として新規採用された後、退職して本県において再度教員として採用	他県で教員として新規採用された時点を起点としてください。

	された場合、「採用後 10 年目まで」の起点はいつになりますか。	
7	「教員の特別支援教育に関する専門性の向上」に関して、他県で教員として新規採用された後、退職して本県において講師として採用され、令和 7 年 5 月 1 日時点でも講師である場合、本問の調査対象となりますか。	令和 7 年 5 月 1 日時点で正規雇用されている教員に該当しない場合は本問の調査対象外となります。
8	「教員の特別支援教育に関する専門性の向上」に関して、国立大学法人等の独自の選考を受けて附属学校において新規採用された、教育職員免許状による普通免許状を有する教員も対象となりますか。	教員免許を有し、国立大学法人等において独自の選考を経て教員として正規雇用されている場合は本問の対象となります。
9	「教員の特別支援教育に関する専門性の向上」に関して、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師は対象になりますか。	正規雇用されている教員が対象となりますので、教諭、養護教諭、栄養教諭は対象となりますが、養護助教諭や講師は対象なりません。
10	「6. 特別支援学校のセンター的機能」として設問が追加された趣旨を教えてください。	学校教育法第 74 条において、特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとしており、これは「特別支援学校のセンター的機能」と呼称されています。 本問は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校側の視点で、当該機能の活用として必要な支援を受けているか実態を把握するため、当該機能の活用について問うものです。
11	特別支援学校のセンター的機能として、具体的に該当するものは何ですか。	平成 17 年 12 月中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において、特別支援学校のセンター的機能として、以下 6 項目が示されて

		います。 ア 小・中学校等の教師への支援機能 イ 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能 ウ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能 エ 医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能 オ 小・中学校等の教師に対する研修協力機能 カ 障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供機能
13	支援を受けていない理由が選択肢にない場合、どのように回答すべきでしょうか。	「オ その他自由記述」に、わかりやすく状況を記載いただければ幸いです、特別支援学校がセンター的機能を発揮する上では、学校教育法に基づき幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校から要請があることが前提になる点に留意ください。
14	教育委員会は各学校の回答の確認が必要ですか。	本調査では、教育委員会における各学校の回答の確認は不要です。